

こうぎん News Release

平成26年2月10日
株式会社 高知銀行
高知市堺町2番24号

各位

『こうぎん事業融資「高知家」の輪』の取扱開始について

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、事業者向けの融資商品『こうぎん事業融資「高知家」の輪』の取扱いを平成26年2月7日より開始いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 目的

当行は、平成26年2月1日から適用されている「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえた態勢整備を実施し、同ガイドラインに基づき、お客さまに誠実に対応できるよう努めております。

この度、その取り組みのひとつとして、経営者保証に依存しない融資商品をラインナップすることでお客さまのニーズにお応えするとともに、適切な会計処理を行っている中小企業の皆さまの資金調達を、より一層、円滑に行えるようサポートするために、『こうぎん事業融資「高知家」の輪』の発売を開始いたしました。

当行は、「高知家」の一員として地域の発展に貢献していくよう努めておりますが、『こうぎん事業融資「高知家」の輪』をご活用いただくことで、中小企業をはじめとした地域の事業を営むお客さまをサポートしてまいりたいと考えています。

2. 商品の特徴

○ご融資の対象は、経済産業省の認定経営革新等支援機関である会計事務所等の関与企業とし、当行所定の書面をご提出いただき、条件を充たした法人といたします。

○『こうぎん事業融資「高知家」の輪Ⅰ』と『こうぎん事業融資「高知家」の輪Ⅱ』の2つの商品をご用意しています。

■『こうぎん事業融資「高知家」の輪Ⅰ』

- ・「経営者保証に関するガイドライン」に基づく検討結果を踏まえて、経営者の方を連帯保証人をお願いする場合があります。
- ・当行所定の金利を基準といたします。なお、当行所定の書面をご提出いただいた場合は、金利を最大年0.3%引下げいたします。

■『こうぎん事業融資「高知家」の輪Ⅱ』

- ・「経営者保証に関するガイドライン」に該当すると当行が判断したお客さまにつきましては、連帯保証人を不要といたします。
- ・当行所定の金利に、年0.3%を上乗せした利率を適用いたします。

○お申込に際しては当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。

【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 営業企画部
担当：松下 TEL 088-871-1048



商 品 名	こうぎん事業融資「高知家」の輪 I
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定経営革新等支援機関である会計事務所の関与企業であり、下記の書面のいずれかを提出いただける法人 <ul style="list-style-type: none"> ・「税理士法第33条の2第1項」に規定する添付書面 ・「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト（日本税理士会連合会書式）（「確認事項」に該当する場合は、中小会計要領に従った処理であるとして「チェック欄」が全て「YES」であること） ・(株)TKCが発行する「記帳適時性証明書」（直近決算期の「◎」が6個以上） ● 当行の営業区域内で、継続して2年以上事業を営んでいる法人
資 金 使 途	運転資金または設備資金
融 資 金 額	5,000万円以内
融 資 期 間	5年以内
融 資 利 率	<p>当行所定金利を基準とし、以下の書面を提出をいただいた場合は、最大年0.3%金利を引下げいたします（1項目につき年0.1%引下げ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「税理士法第33条の2第1項」に規定する添付書面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●▲0.1% ● 「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト（日本税理士会連合会書式）（「確認事項」に該当する場合は、中小会計要領に従った処理であるとして「チェック欄」が全て「YES」であること）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●▲0.1% ● (株)TKCが発行する「記帳適時性証明書」（直近決算期の「◎」が6個以上）・・・・・・・・●▲0.1%
返 済 方 法	元金均等または元利均等返済
返 済 日	任意に設定できます。
保 証 人	「経営者保証に関するガイドライン」に基づき当行が検討の結果、経営者による保証をお願いする場合があります。
担 保	当行所定の審査によります。
申込み時に ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 直近3期分（ない場合は2期分）の決算書 ● 登記事項証明書 ● 下記の書面のいずれか1つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ・「税理士法第33条の2第1項」に規定する添付書面の写し ・「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト（日本税理士会連合会書式）の写し（「確認事項」に該当する場合は、中小会計要領に従った処理であるとして「チェック欄」が全て「YES」であること） ・(株)TKCが発行する「記帳適時性証明書」の写し（直近決算期の「◎」が6個以上）
当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ● お申込に際しては当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。 ● なお、審査の内容についてはお答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。 ● 融資利率については、今後の金利情勢の変動により見直しする場合があります。 ● くわしくは窓口へご相談ください。



商 品 名	こうぎん事業融資「高知家」の輪Ⅱ
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定経営革新等支援機関であるTKC会員の関与企業であり、下記の書面の全てを提出いただける法人 <ul style="list-style-type: none"> ・「税理士法第33条の2第1項」に規定する添付書面 ・「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト（日本税理士会連合会書式）（「確認事項」に該当する場合は、中小会計要領に従った処理であるとして「チェック欄」が全て「YES」であること） ・（株）TKCが発行する「記帳適時性証明書」（直近決算期の「◎」が6個以上） ● 当行の営業区域内で、継続して2年以上事業を営んでいる法人
資 金 使 途	運転資金または設備資金
融 資 金 額	5,000万円以内
融 資 期 間	5年以内
融 資 利 率	当行所定利率を基準とし、年0.3%を上乗せした金利といたします。
返 済 方 法	元金均等または元利均等返済
返 済 日	任意に設定できます。
保 証 人	不要（「経営者保証に関するガイドライン」に該当すると当行が判断した先）
担 保	当行所定の審査によります。
申込み時に ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 直近3期分（ない場合は2期分）の決算書 ● 登記事項証明書 ● 下記の書面の全て <ul style="list-style-type: none"> ・「税理士法第33条の2第1項」に規定する添付書面の写し ・「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト（日本税理士会連合会書式）の写し（「確認事項」に該当する場合は、中小会計要領に従った処理であるとして「チェック欄」が全て「YES」であること） ・（株）TKCが発行する「記帳適時性証明書」の写し（直近決算期の「◎」が6個以上）
当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ● お申込に際しては当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。 ● なお、審査の内容についてはお答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。 ● 融資利率については、今後の金利情勢の変動により見直しする場合があります。 ● くわしくは窓口へご相談ください。